みどりのたより

７４号　２０１９年３月２５日

CONTENTS

Ⅰ. 行政情報

１．平成２８年度 食品中の残留農薬等検査結果 ･･･ 3

２．平成２９年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生 ･･･ 7

３．平成２９年度の農作業死亡事故 ･･･ 10

４．平成 30 年度 農林水産物・食品の輸出実績 ･･･ 13

５．我が国の食品廃棄物等の利用状況等（平成２７年度推計） ･･･ 15

６．平成３０年の病害虫発生予察情報「特殊報」一覧 ･･･ 16

７．クビアカツヤカミキリに関する情報 ･･･ 16

Ⅱ. 緑の安全管理士会

1. 2018 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告 ･･･ 17

2. 事務局からの連絡とお願い

(1)「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示 ･･･ 21

(2)各種届出様式 ･･･ 21

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 2018 年度「緑の安全管理士」183名を新規認定 ･･･ 23

2. 資格更新者へ新規の認定証を送付 ･･･ 23

3.「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み ･･･ 23

4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口 ･･･ 24

5. 講師派遣 ･･･ 25

6. 農薬の適正使用等のリーフレット ･･･ 25

7. 農薬電話相談室 ･･･ 25

次頁へ

公益社団法人 緑の安全推進協会

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係（つづき）

8.「グリーン農薬総覧 2019 年総合版」刊行のご案内 ･････････････････････････ 25

9． 緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 ･････････････････････････････････ 27

10.「理由書」(更新年次の研修会に出席出来なかった場合)･････････････････････ 28

11. 2019 年度「緑の安全管理士」資格更新研修会－(日程案)－ ･････････････････ 29

12. 2019 年度「緑の安全管理士」資格認定研修会
日時：2019 年 11 月 27 日(水) 09:00 ～ 11 月 29 日(金)
場所：アーバンネット神田カンファレンス（２Ａ会議室）

みどりのたより バックナンバー（ＰＤＦ版）
：http://midori-kyokai.com/kanrisi/

Ⅰ．行政情報

1.　平成28 年度 食品中の残留農薬等検査結果

厚生労働省は、平成 30 年 7 月 12 日開催、薬事・食品衛生審議会(*)で、地方公共団体（110 機関)及び検疫所から報告があった検査結果を取りまとめた資料を公開しました。

【検査結果】

(1)農産物、畜水産物、加工食品について検査総数約 302 万件［前年度:298 万件]

(2)検出数は国産品(3,396 件)と輸入品(7,023 件)を合わせて 10,419 件（検出率 0.365%)

(3)基準値超過数は、国産品(43 件)と輸入品(171 件)の計 214 件（検出率 0.007 %)

［前年度:国産品:44 件、輸入品:18 件、計 231 件、同 0.008%]

※検出限界等は統一されていない。検出値が 0.01ppm 未満であっても検出事例として計上「まとめ」として、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる、としている。　　（本文 3頁へ）

［ (*) https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000209806_00001.html ］

［公表資料 https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000332135.pdf ］

2. 平成29 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について（平成 31 年2月15日公表）

農林水産省は厚生労働省と連携して、平成 28 年度に発生した農薬の使用による人の中毒事故、農産物・家畜（蜜蜂を除く）などの被害の調査を全都道府県に依頼し、結果を公表しました。

(1) 人に対する事故 28 件（ 34 人 ）

死亡事故:散布中 0 件 、　誤用 1 件（10 人 ）

中毒事故:散布中 10 件（22 人 ）、　誤用 10 件（ 15 人 ）

(2) 農作物・家畜等に対する被害 16 件　・・・飛散防止が不十分

農作物: 3 件、　魚 類:13件

［農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html ］(本文 7頁へ)

3. 平成29 年度の農作業死亡事故について（平成 31 年 1 月 28 日公表）

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票の中から、この 1 年間 の農作業死亡事故について、道府県職員が調査を行い、報告のあったものを取りまとめて公表しました。

(1) 農作業による死亡事故件数は 304 件(対前年比 8 件減)。

(2) 事故区分別件数は、次のとおり。

・農業機械作業 211 件（前年 217 件)

・農業用施設作業 13 件（前年 14 件)

・農業機械・施設以外の作業 80 件（前年 81 件)

(3) 年齢階層は、65 歳以上の高齢者による事故が 256 件（全体の 84.2%)、前年 254 件（81%)。

［農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/180213.html］　　（本文 10 頁へ)

4. 平成 30 年度 農林水産物・食品の輸出実績（平成 31 年2月日公表）

農林水産省は、「平成 30 年農林水産物・食品の輸出実績(速報値)」を公表しました。

(1) 農林水産物・食品の輸出額は9,068億円（前年比12.4%増)で、6 年連続で増加。

(2) 農産物、林産物及び水産物の内訳は次の通り。

1) 農産物 5,661 億円（前年比 14.0%増)

2) 林産物　376 億円（前年比 10.3%増)

3) 水産物 3,031 億円（前年比 10.3%増)

(3) 主な輸出先は、

1位香港:2,115 億円 (前年:1位、1,877 億円)、

2位中国:1,338 億円 (前年:3位、1,008 億円)。

3位米国:1,177 億円 (前年:2位、1,115 億円)、

[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/190208.html] (本文 13 頁へ)

5. 我が国の食品廃棄物等及び利用状況等 (平成 27 年度推計)

環境省及び農林水産省は、平成 27 年度における食品廃棄物等・食品ロスの量の推計結果を公表しました。

(1) 食品廃棄物等は、約 2,842 万トン (前年度約 2,775 万トン)

(2) うち、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品(「食品ロス」)は、約 646 万トン (前年度約 621 万トン)

[環境省 HP:https://www.env.go.jp/press/105387.html

[概念図:https://www.env.go.jp/press/files/jp/108984.pdf] (本文 15 頁へ)

6. 病害虫発生予察情報「特殊報」について(平成 30 年)

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される**「発生予報」**、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される**「警報」**、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される**「注意報」**及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される**『特殊報』**があります。

[農水省HP: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html] (本文 16 頁へ)

7. クビアカツヤカミキリに関する情報

本虫は、2012(平成 24)年に愛知県のさくらにおいて我が国で初めて発生が確認され、その後、埼玉県、群馬県、東京都、大阪府、徳島県、栃木県で発生が確認されています。

都道府県発表の最近のクビアカツヤカミキリに係る特殊報は、以下のとおりです。

なお、2018 年 1 月 15 日から特定外来生物として、飼育(飼養)・保管、輸入、販売、譲渡、野外へ放つことが禁止されています。

埼玉県 (2017.7.31 特殊報第2号)
http://www.pref.saitama.lg.jp/b0916/documents/tokusuhouh29-2-2.pdf

群馬県 (2017.7.18 特殊報第 1 号)
http://www.pref.gunma.jp/07/p142_00011.html

東京都 (2018.7.17 特殊報第 1 号)
http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/180717kubiakatuyakamikiri.pdf

◇クビアカツヤカミキリに関する注意喚起及び情報提供依頼について(農林水産省・環境省)
[既報:みどのりのたより 66 号 2016/7/13] http://midori-kyokai.com/pdf/tayoriNo66.pdf

◇**環境省** (特定外来生物:クビアカツヤカミキリ)
https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_shitei.pdf

◇「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」
〈農水省〉 http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/150326.html
〈環境省〉 http://www.env.go.jp/press/100775.html

1. 平成28年度 食品中の残留農薬等検査結果（平成31年7月12日 薬事ろ食品衛生審議会）

https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000332135.pdf

食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）については、地方公共団体による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査[注]が監視指導計画等に基づき行われており、検査の結果、残留基準に適合しない場合には回収、廃棄等の措置が講じられるほか、必要に応じて、農薬等の適切な使用等について指導が行われている。

今般、平成28年度に実施された検査について、地方公共団体及び検疫所から報告があった検査結果をとりまとめたので報告する。

注）検疫所による検査は、登録検査機関により通関前に実施される命令検査及び自主検査を含む。

1．集計方法

地方公共団体及び検疫所から報告された検査結果について、検査対象の各食品を国産品・輸入品に区分した上、農薬等の検査数、検出数、基準値超過数、検出値の範囲（最小値、最大値）等を集計した。

集計解析は、国立医薬品食品衛生研究所食品部に委託した。

なお、各検査機関における試験法や検出限界等は統一されておらず、検出値が0.01 ppm未満であっても、検出事例として検出数に計上した。

2．集計結果及び考察

年度ごとに、全食品及び各食品区分（農産物、畜水産物、加工食品）における農薬等の検査数、検出数及び基準値超過数を表1にとりまとめた。また、食品区分ごとに、全体、国産品、輸入品の別で、検出割合が高い農薬等（各年度、検査数が100件以上であった農薬等のうち上位20種類。ただし、検出された農薬等の種類が20種類に満たない場合は、検出されたすべての種類）について、検査数、検出数、検出割合、検出値の範囲（最小値、最大値）を表2～10にとりまとめた。

表1:総括表（検査数、検出数、基準値超過数等）

表2–表10：検出割合の高い農薬等　（検査数100件以上の農薬等について集計）

表2	農産物　（全体）
表3	農産物　（国産品）
表4	農産物　（輸入品）
表5	畜水産物　（全体）　・・・[添付略]
表6	畜水産物　（国産品）　・・・[添付略]
表7	畜水産物　（輸入品）　・・・[添付略]
表8	加工食品　（全体）　・・・[添付略]
表9	加工食品　（国産品）　・・・[添付略]
表10	加工食品　（輸入品）　・・・[添付略]

（1） 全体

検査の総数は、平成28年度は約302万件であった。

検出数は、国産品（3,396件）と輸入品（7,023件）を合わせて計10,419件、検出割合は0.35%であった。

基準値超過数は国産品43件、輸入品171件の計214件、検査全体に占める割合では0.007%であった。（表1）

（２） 農産物

国産品については、約 102 万件の検査が実施された。検査全体に占める基準値超過の割合は0.001%であった。また、輸入品については、約80万件の検査が実施され、基準値超過の割合は0.012%であった。（表1）

農薬等の種類別にみると表2の通りであった。それをさらに国産品（表3）、輸入品（表4）の別にみると、検出割合が高い農薬等の種類は異なっていたが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬等が異なること等によるものと考えられた。

（３） 畜水産物

国産品については、約18万件の検査が実施された。検査全体に占める基準値超過の割合は0.016%であった。また、輸入品については、約10万件の検査が実施され、基準値超過の割合は0.009%であった。（表1）

農薬等の種類別にみると表5の通りであった。それをさらに国産品（表6）、輸入品（表7）の別にみると、農産物と同様の傾向が認められた。

（４） 加工食品

国産品については、約 2 万件の検査が実施された。検査全体に占める基準値超過の割合は0.005%であった。また、輸入品については、約91万件の検査が実施され、基準値超過の割合は0.007%であった。（表1）

農薬等の種類別にみると表8の通りであった。それをさらに国産品（表9）、輸入品（表10）の別にみると、農産物及び畜水産物と同様の傾向が認められた。

３． まとめ

本集計結果から、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる。

（参考）

［報告のあった地方公共団体　110機関］

北海道、札幌市、函館市、旭川市、小樽市、青森県、青森市、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、千葉県、千葉市、船橋市、東京都、台東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、新潟県、新潟市、富山県、石川県、金沢市、福井県、山梨県、長野市、岐阜県、岐阜市、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、三重県、四日市市、滋賀県、大津市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、香川県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、佐賀県、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県

表１　総括表（検査数、検出数、基準値超過数等）

全食品

年度	自治体数	検査数			検出数						基準値超過数注)					
		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
28	110	1,213,404	1,803,789	3,017,193	3,396	0.28	7,023	0.39	10,419	0.35	43	0.004	171	0.009	214	0.007
27(参考)	121	1,258,542	1,722,335	2,980,877	3,521	0.28	7,162	0.42	10,683	0.36	44	0.003	187	0.011	231	0.008

農産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数注)					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
28	562	460	624	1,016,352	799,220	1,815,572	3,120	0.31	5,723	0.72	8,843	0.49	14	0.001	95	0.012	109	0.006
27(参考)	545	462	621	1,060,975	840,963	1,901,938	3,145	0.30	6,159	0.73	9,304	0.49	19	0.002	114	0.014	133	0.007

畜水産物

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数注)					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
28	320	174	391	176,057	95,964	272,021	180	0.10	97	0.10	277	0.10	28	0.016	9	0.009	37	0.014
27(参考)	250	181	337	170,245	105,962	276,207	276	0.16	151	0.14	427	0.15	25	0.015	12	0.011	37	0.013

加工食品

年度	検査100件以上の農薬等数			検査数			検出数						基準値超過数注)					
	国産	輸入	全体	国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	%	国産	%	輸入	%	計	%
28	9	361	386	20,995	908,605	929,600	96	0.46	1,203	0.13	1,299	0.14	1	0.005	67	0.007	68	0.007
27(参考)	55	355	393	27,322	775,410	802,732	100	0.37	852	0.11	952	0.12	0	0.000	61	0.008	61	0.008

注）各年度時点の基準値について、自治体及び検疫所より基準値超過として報告された結果を集計した。

表2　農産物（全体）

農薬等	検査数	検出数		検出値（ppm）		
		件数	%	最小		最大
臭素	206	31	15.05	1	－	11
イマザリル	3,913	462	11.81	0.0003	－	4.1
チアベンダゾール	4,010	401	10.00	0.0001	－	4.6
クロラントラニリプロール	401	27	6.73	0.001	－	0.75
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	166	11	6.63	0.02	－	0.09
イミダクロプリド	9,698	553	5.70	0.001	－	2.7
オルトフェニルフェノール	547	31	5.67	0.0002	－	3.1
クロルピリホス	12,513	665	5.31	0.001	－	0.44
ボスカリド	8,295	434	5.23	0.001	－	1.5
アゾキシストロビン	9,389	475	5.06	0.001	－	7.4
ジノテフラン	4,101	206	5.02	0.001	－	4.1
アセタミプリド	6,795	299	4.40	0.001	－	1.7
カルベンダジム	115	5	4.35	0.02	－	0.18
ペンチオピラド	292	12	4.11	0.001	－	0.73
クロチアニジン	4,690	169	3.60	0.001	－	0.42
２，４－Ｄ	5,200	182	3.50	0.005	－	0.39
チオファネートメチル	115	4	3.48	0.01	－	0.02
クロロタロニル	465	15	3.23	0.01	－	0.34
ピラクロストロビン	6,373	195	3.06	0.0013	－	6.9
シペルメトリン	8,480	222	2.62	0.0053	－	0.78

表3　農産物（国産品）

農薬等	検査数	検出数		検出値（ppm）		
		件数	%	最小		最大
ジノテフラン	801	130	16.23	0.001	－	4.1
フロニカミド	248	20	8.06	0.01	－	0.25
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	125	10	8.00	0.02	－	0.09
クロラントラニリプロール	302	23	7.62	0.001	－	0.75
ボスカリド	3,623	209	5.77	0.001	－	1.5
ペンチオピラド	236	12	5.08	0.001	－	0.73
アセタミプリド	3,055	132	4.32	0.001	－	1.7
クロチアニジン	3,416	140	4.10	0.001	－	0.42
クロロタロニル	368	14	3.80	0.01	－	0.34
クロルフェナピル	3,899	141	3.62	0.001	－	3.6
アゾキシストロビン	4,550	150	3.30	0.0019	－	2.2
クレソキシムメチル	4,677	147	3.14	0.001	－	7.1
フルフェノクスロン	3,375	104	3.08	0.001	－	1.8
イミダクロプリド	3,468	103	2.97	0.001	－	2.7
シペルメトリン	2,978	86	2.89	0.0053	－	0.78
ピリフルキナゾン	175	5	2.86	0.002	－	0.056
フルベンジアミド	391	11	2.81	0.006	－	0.1
スピロメシフェン	193	5	2.59	0.02	－	0.17
プロシミドン	4,670	118	2.53	0.001	－	0.77
チアメトキサム	3,203	76	2.37	0.001	－	0.79

表4　農産物（輸入品）

農薬等	検査数	検出数		検出値（ppm）		
		件数	%	最小		最大
イマザリル	1,599	460	28.77	0.0003	－	4.1
チアベンダゾール	2,105	398	18.91	0.0001	－	4.6
臭素	186	30	16.13	1	－	11
クロルピリホス	7,187	614	8.54	0.001	－	0.44
イミダクロプリド	6,230	450	7.22	0.001	－	1.5
オルトフェニルフェノール	454	31	6.83	0.0002	－	3.1
アゾキシストロビン	4,839	325	6.72	0.001	－	7.4
ボスカリド	4,672	225	4.82	0.002	－	1.5
アセタミプリド	3,740	167	4.47	0.0013	－	0.75
フェンヘキサミド	894	36	4.03	0.01	－	1.5
２，４－Ｄ	4,786	182	3.80	0.005	－	0.39
ピラクロストロビン	3,795	141	3.72	0.003	－	6.9
フルジオキソニル	2,056	61	2.97	0.00091	－	2.1
シプロジニル	2,675	79	2.95	0.003	－	0.86
ビフェントリン	5,654	166	2.94	0.0018	－	2.1
フェンプロパトリン	4,548	121	2.66	0.01	－	0.78
シペルメトリン	5,502	136	2.47	0.01	－	0.4
ジノテフラン	3,300	76	2.30	0.01	－	0.98
クロチアニジン	1,274	29	2.28	0.002	－	0.26
トリフルミゾール	2,702	59	2.18	0.01	－	0.24

2. 平成 29 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成 31 年 2 月 15 日公表）

［農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html ］

農林水産省では厚生労働省と連携して、毎年、農薬事故や被害の実態調査を実施しています。

このたび、平成 29 年度の調査結果が公表されましたので、過去 5 年間の事故件数等の推移とあわせて紹介します。

(1) 概要（プレスリリースより抜粋）http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/190215.html

農水省は、農薬の使用に伴う事故及び被害のより効果的な再発防止策の策定を目的として、厚働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施している。

今回の調査では、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに発生した農薬による人の中毒事故、農作物・家畜等の被害を調査の対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

平成29年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故や被害は、前年度の19件に対し、21 件（うち死亡事故は 1 件）でした。

原因別では、農薬散布時のマスクやメガネ等の防護装備が不十分であったため生じた被害や、飲料の空容器に移し替えた農薬を誤って飲んだ事故が多く発生しています。また、農薬散布液の飛散により、健康被害が生じた事例も報告されています。

また、農作物・魚類等の被害は 16 件ありました。うち、不要になった農薬を河川等に廃棄したこと等による魚類への被害が 13 件発生しています。

(2) 調査結果

事故等の対象	件数	主 な 原 因
人	21 件	・農薬の散布時にマスクなどの防護装備が不十分だった（6 件） ・農薬をペットボトルやガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えたり、食品と同じ場所で保管したりする等、不適切な保管管理であったため、誤飲した(6 件) ・周辺住民等への農薬散布の周知、農薬の飛散防止対策が不十分だった(2 件)
農作物	3 件	・農薬の飛散防止対策が不十分だった
魚類	13 件	・農薬を河川に廃棄し、河川水から農薬の成分が検出された ・因果関係は明確ではないが、農薬の成分が河川及び斃死魚から検出された

(3) 今後の対応

平成 29 年度を含め、近年の人への事故・被害は、不十分な防護装備、誤飲・誤食、農薬の飛散が主な原因となっています。

また、魚類への被害の傾向としては、不要になった農薬を河川等に廃棄したことが主な原因となっています。こうした事故等を防止するためには、以下を行うことが重要です。

- 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を必ず着用する。
- 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない。
- 住宅や公園等、人が住居し、滞在し、頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地（以下、「住宅地等」という）の周辺では、耕種的防除や物理的防除など、農薬以外の防除方法を検討する。
- 住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬散布者以外の者が、散布区域内に立ち入らないよう措置する。
- 不要になった農薬は、河川等に廃棄せず、廃棄物処理業者に処理を依頼する等適正に処理する農林水産省は、農薬の安全使用を一層推進するため、全都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。

今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き適正使用の推進に取り組んでまいります。

本調査は、次年度以降も引き続き実施するとしています。

過去５ヶ年の事故及び被害の発生状況

1. 人への事故

（件（人））

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
死亡	散布中	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
	誤用	4(4)	5(5)	1(6)	0(0)	1(1)
	小計	4(4)	5(5)	7(7)	0(0)	1(1)
中毒	散布中	11(12)	11(22)	10(33)	9(13)	10(22)
	誤用	13(18)	13(13)	12(25)	10(10)	10(15)
	小計	24(30)	24(35)	22(58)	19(23)	20(37)
計		28(34)	29(40)	28(65)	19(23)	21(38)

（注）・集計した事故には、自他殺は含まない。
・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故（誤飲・誤食等）を指す。
・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。
・平成 27 年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

（原因別）

（件（人））

原因	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3(3)	3(3)	4(4)	3(3)	6(6)
使用時に注意を怠ったため本人が暴	0(0)	2(2)	2(3)	2(2)	1(1)
長時間散布や不健康状態での散布	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(8)
散布農薬の飛散によるもの	4(4)	1(1)	1(7)	1(1)	1(7)
農薬使用後の作業管理不良	4(5)	5(16)	3(20)	3(7)	6(11)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤	11(11)	14(14)	11(11)	7(7)	6(11)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0(0)	0(0)	1(3)	0(0)	0(0)
その他	2(7)	1(1)	1(12)	1(1)	2(2)
原因不明	4(4)	3(3)	5(5)	2(2)	2(2)
計	28(34)	29(40)	28(65)	19(23)	21(38)

2. (1)農作物、家畜等の被害

（件）

被害対象	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
農作物	10	11	9	4	3
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類	5	2	3	7	13
計	15	13	12	11	16

2. (2)蜜蜂の被害

（件）

被害対象	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
蜜蜂	ー※1	ー※1	ー※1	30※2	33※3

※1 平成 25 年度から 27 年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施している。
(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee_survey.html)

※2 平成 28 年 7 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日までの報告期間中に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

※3 平成 29 年度に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

3. 自動車、建築物等に対する被害

（件）

被害対象	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29年度
自動車	0	0	0	0	0
建築物	1	0	0	0	0
その他	2	1	0	0	0
計	3	1	0	0	0

「中毒発生時の状況や防止対策などの詳細情報」
[http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/attach/pdf/h20higai_zyokyo-3.pdf]

３．平成 29 年に発生した農作業死亡事故の概要（抜粋）（平成 31 年 1 月 28 日公表）

１　調査方法

本調査は、農作業死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票等を用いて、平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間の農作業死亡事故について取りまとめた。

２　調査結果の概要

２－１　概要　【表１参照】

（1）平成 29 年の農作業死亡事故件数は 304 人であり、前年より８人減少した。

（2）事故区分別にみると、

①農業機械作業に係る事故（以下「機械事故」という。）は 211 人(69.4%)

②農業用施設作業に係る事故（以下「施設事故」という。）は 13 人(4.3%)

③農業機械・施設以外の作業に係る事故（以下「それ以外の事故」という。）は 80 人(26.3%)であり、それぞれの割合は例年と同じ傾向となってい。

（３）年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者の事故は 256 人(84.2%)、80 歳以上は 128 人(42.1%)であり、事故占める割合は例年と同水準だった。【表５参照】

（４）男女別にみると、男性が 266 人（87.5%）、女性が 38 件（12.5%）である。

２－２　「機械事故」の発生状況

（１）機種別事故発生状況　【表１参照】

機種別では、「乗用型トラクター」による事故が最も多く、92 人(農作業死亡事故全体の 30.3%)、次いで「歩行型トラクター」が 28 人（９.2%)、「農用運搬車（動力運搬車、農業用トラック等)」が 26 人（8.6%)、、これらの 3 機種で農作業死亡事故全体の 48.0%を占めている。

（２）原因別事故発生状況　【表２参照】

乗用型トラクターでは、「機械の転落・転倒」が 56 人（当該機種による事故の 60.9%）と最も多い。

歩行型トラクターでは、「挟まれ」が 13 人（46.4%）と最も多く、次いで「機械の転落・転倒」が 7 人（25.0%）となっている。

農用運搬車では、「機械の転落・転倒」が 8 人（30.8%）と最も多い。

自脱型コンバインでは、「機械の転落・転倒」が 5 人（45.5%）と最も多い。

２－３　「施設事故」の発生状況　【表３参照】

施設事故は、作業舎の屋根等、高所からの「墜落、転落」が 23 人（施設に係る事故の 61.5%）と最も多くなっている。

２－４　「それ以外の事故」の発生状況　【表４参照】

それ以外の事故は、「ほ場、道路からの転落」が 22 人(農業機械・施設作業以外の事故の 28.8 %)と最も多く、次いで「熱中症」が 22 人（27.5%）となっている。

２－５　月別の事故の発生状況　【表６参照】

月別では、「５月」「７月」が 38 人（事故全体の 12.5%）と最も多く、次いで「10 月」33 人　（10. ９%）「４月」30 人（9.9%）となっている。

表１　農作業中の死亡事故発生状況

（単位：人、％）

		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
死亡者数		374	408	398	366	350	350	350	338	312	304
農業機械作業に係る事故		260 (69.5)	270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)	228 (65.1)	232 (66.3)	205 (60.7)	217 (69.6)	211 (69.4)
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	129 (34.5)	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)	111 (31.7)	95 (27.1)	101 (29.9)	87 (27.9)	92 (30.3)
	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	35 (9.4)	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)	21 (6.0)	30 (8.6)	21 (6.2)	35 (11.2)	28 (9.2)
	農用運搬車	35 (9.4)	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)	33 (9.4)	32 (9.1)	25 (7.4)	37 (11.9)	26 (8.6)
	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	9 (2.4)	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)	11 (3.1)	10 (2.9)	8 (2.4)	7 (2.2)	11 (3.6)
	動力防除機	5 (1.3)	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)	10 (2.9)	12 (3.4)	10 (3.0)	10 (3.2)	6 (2.0)
	動力刈払機	3 (0.8)	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)	5 (1.4)	8 (2.3)	7 (2.1)	10 (3.2)	12 (3.9)
	その他	44 (11.8)	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)	37 (10.6)	45 (12.9)	33 (9.8)	31 (9.9)	36 (11.8)
農業用施設作業に係る事故		17 (4.5)	18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)	12 (3.4)	24 (6.9)	14 (4.1)	14 (4.5)	13 (4.3)
機械・施設以外の作業に係る事故		97 (25.9)	120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)	110 (31.4)	94 (26.9)	119 (35.2)	81 (26.0)	80 (26.3)
性別	男	325 (86.9)	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)	303 (86.6)	305 (87.1)	285 (84.3)	257 (82.4)	266 (87.5)
	女	49 (13.1)	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)	47 (13.4)	45 (12.9)	53 (15.7)	55 (17.6)	38 (12.5)
うち６５歳以上層に係る事故		296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)	272 (77.7)	295 (84.3)	284 (84.0)	254 (81.4)	256 (84.2)

注：１　（　）内は、事故発生件数に対する割合である。
　　２　25年、29年の年齢については、不明が１名いる。

表２　農業機械作業に係る事故の機種別・原因別死亡者数

（単位：人、％）

事故区分 ＼ 事故発生原因	農業機械作業に係る事故							合計
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	農用運搬車	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	動力防除機	動力刈払機	その他	
機械の転落・転倒	56 (60.9)	7 (25.0)	8 (30.8)	5 (45.5)	1 (16.7)	4 (33.3)	10 (27.8)	91 {43.1}
ほ場等	23 (25.0)	5 (17.9)	5 (19.2)	2 (18.2)	1 (16.7)	4 (33.3)	5 (13.9)	45 {21.3}
道路から	33 (35.9)	2 (7.1)	3 (11.5)	3 (27.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (13.9)	46 {21.8}
道路上での自動車との衝突	6 (6.5)	0 (0.0)	3 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.8)	10 {4.7}
挟まれ	4 (4.3)	13 (46.4)	4 (15.4)	0 (0.0)	3 (50.0)	3 (25.0)	2 (5.6)	29 {13.7}
ひかれ	10 (10.9)	2 (7.1)	6 (23.1)	4 (36.4)	1 (16.7)	0 (0.0)	7 (19.4)	30 {14.2}
回転部等への巻き込まれ	10 (10.9)	3 (10.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (19.4)	20 {9.5}
機械からの転落	3 (3.3)	1 (3.6)	2 (7.7)	1 (9.1)	1 (16.7)	1 (8.3)	6 (16.7)	15 {7.1}
その他	3 (3.3)	2 (7.1)	3 (11.5)	1 (9.1)	0 (0.0)	4 (33.3)	3 (8.3)	16 {7.6}
合計	92 {43.6}	28 {13.3}	26 {12.3}	11 {5.2}	6 {2.8}	12 {5.7}	36 {17.1}	211 {100.0}

注：１　（　）内は、事故区分の合計に対する割合を示す。
　　２　｛　｝内は、農業機械作業に係る死亡事故数の合計に対する割合を示す。
　　３　事故区分の「その他」は、左記以外の機械（田植機等）の他、機種不明の場合を含む。

農作業死亡事故の発生状況

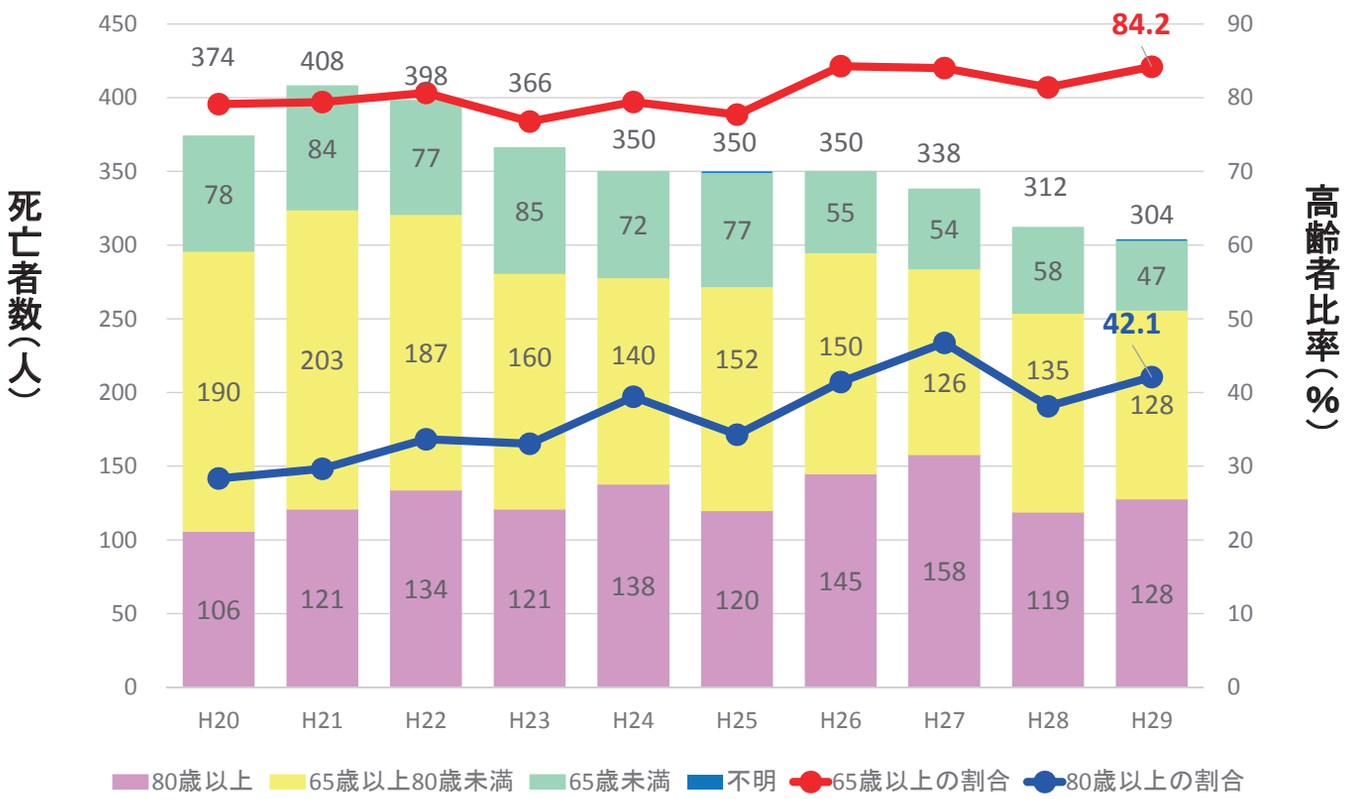

（農水省調べ）

要因別の死亡事故発生状況（平成29年）

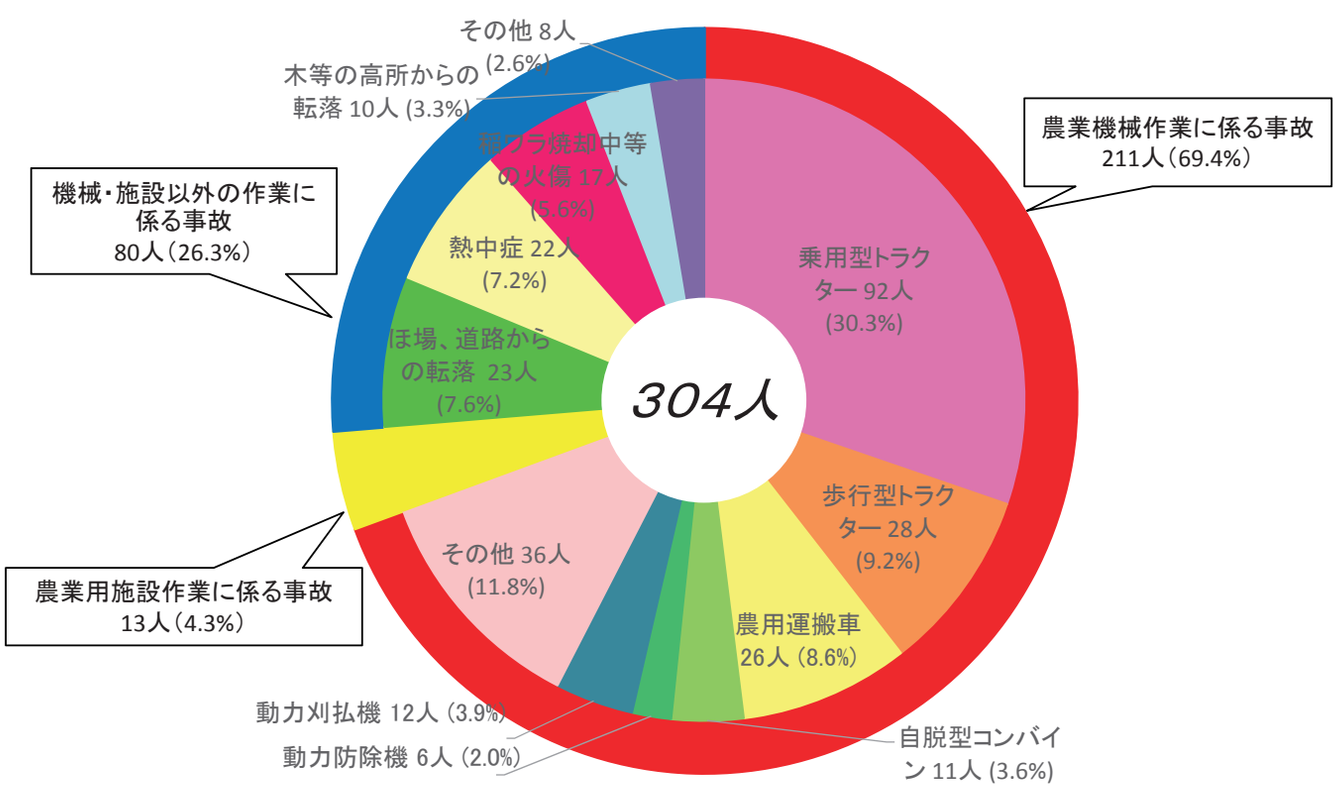

（農水省調べ）

4. 2018年度農林水産物・食品の輸出実績（平成 31 年 2 月 8 日公表）

［農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/190208.html ］

2018年の農林水産物・食品 輸出額（速報値）国・地域別

農林水産省
食料産業局

順位	輸出先	輸出額(億円)	前年同期増減率(%)	輸出額内訳(億円)			主な輸出品目		
				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	香港	2,115	12.7	1,215	6	894	真珠	なまこ(調製)	たばこ
2	中国	1,338	32.8	691	164	482	ホタテ貝(生・蔵・凍 等)	丸太	植木等
3	米国	1,177	5.5	815	29	333	ｱﾙｺｰﾙ飲料	ぶり	緑茶
4	台湾	904	7.8	708	22	173	りんご	ｱﾙｺｰﾙ飲料	ｿｰｽ混合調味料
5	韓国	635	6.4	440	36	159	ｱﾙｺｰﾙ飲料	ｿｰｽ混合調味料	たい
6	ベトナム	458	15.9	266	8	184	粉乳	さば	植木等
7	タイ	435	11.4	195	4	236	かつお・まぐろ類	豚の皮(原皮)	さば
8	シンガポール	284	8.6	232	3	50	ｱﾙｺｰﾙ飲料	牛肉	ｿｰｽ混合調味料
9	フィリピン	166	15.2	52	79	34	合板	さば	製材
10	オーストラリア	161	8.9	145	1	16	清涼飲料水	ｱﾙｺｰﾙ飲料	ｿｰｽ混合調味料
－	ＥＵ	479	5.8	407	7	65	ｱﾙｺｰﾙ飲料	ｿｰｽ混合調味料	緑茶

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

1

国・地域別輸出額の推移

農林水産省
食料産業局

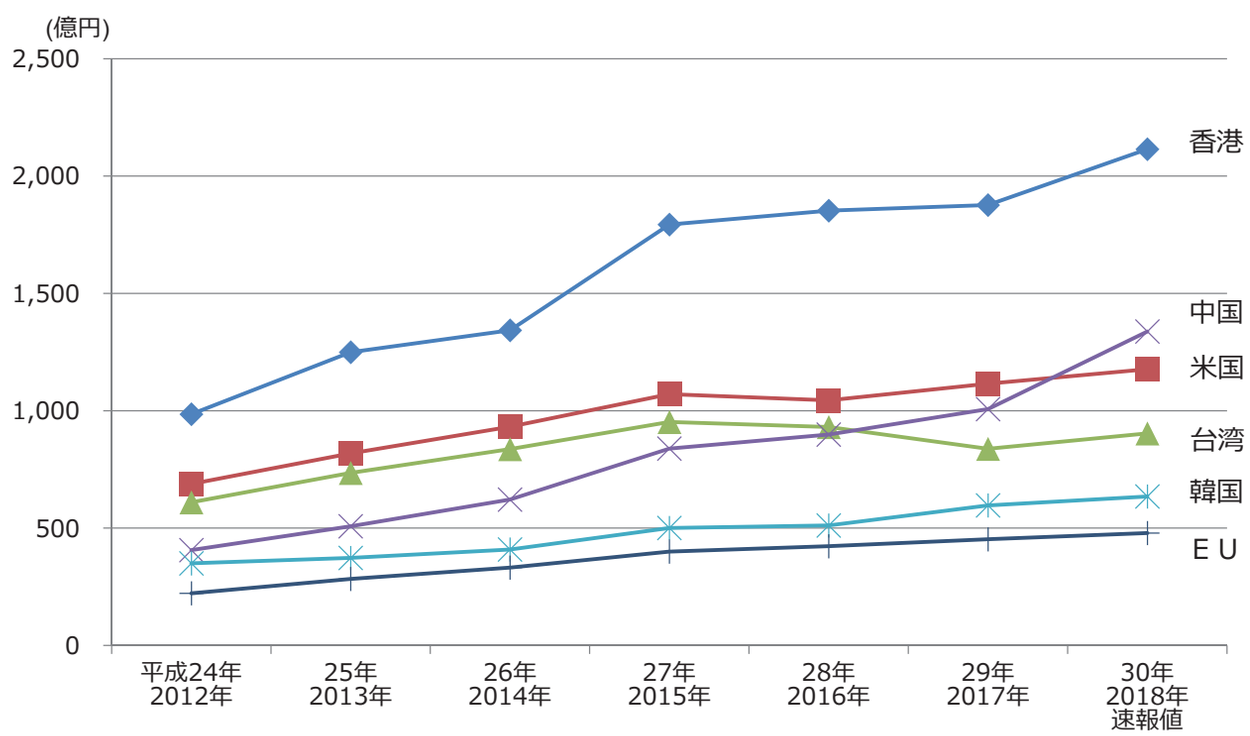

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2

2018年の農林水産物・食品 輸出額（速報値）品目別

農林水産省
食料産業局

品 目	金 額（百万円）	対前年同期増減率(%)
加工食品	**310,139**	**17.7**
アルコール飲料	61,827	13.4
日本酒	22,232	19.0
ソース混合調味料	32,539	10.0
清涼飲料水	28,170	15.0
菓子（米菓を除く）	20,364	11.8
醤油	7,727	8.0
米菓（あられ・せんべい）	4,425	5.7
味噌	3,518	5.5
畜産品	**65,974**	**5.5**
畜産物	44,600	18.8
牛肉	24,731	29.1
牛乳・乳製品	15,306	6.4
鶏肉	1,980	0.2
鶏卵	1,529	49.4
豚肉	1,055	4.2
穀物等	**42,626**	**16.0**
米（援助米除く）	3,756	17.5
野菜・果実等	**42,324**	**15.6**
青果物	29,085	15.9
りんご	13,970	27.6
ぶどう	3,267	11.0
いちご	2,531	40.7
ながいも	2,171	▲ 14.1
もも	1,780	10.9
かんしょ	1,379	42.0
なし	1,000	1.3
かんきつ	620	3.1

品 目	金 額（百万円）	対前年同期増減率(%)
その他農産物	**105,043**	**8.1**
たばこ	18,513	34.0
緑茶	15,333	6.8
花き	12,850	▲ 4.8
植木等	11,962	▲ 5.3
切花	888	3.0
林産物	**37,609**	**6.0**
丸太	14,806	8.2
合板	6,766	14.3
製材	6,046	12.3
水産物（調製品除く）	**226,705**	**10.5**
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	47,675	3.1
真珠（天然・養殖）	34,604	7.0
さば	26,690	22.0
かつお・まぐろ類	17,947	25.8
ぶり	15,787	2.6
いわし	8,310	56.8
さけ・ます	4,907	▲ 12.6
たい	4,655	49.6
すけとうたら	1,788	▲ 4.6
さんま	1,227	17.6
ほや	776	▲ 29.8
水産調製品	**76,412**	**9.4**
なまこ（調製）	21,070	1.6
練り製品（魚肉ソーセージ等）	10,667	12.0
ホタテ貝（調製）	9,588	1.9
貝柱調製品	7,789	23.4

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

1

品目別輸出額の推移

農林水産省
食料産業局

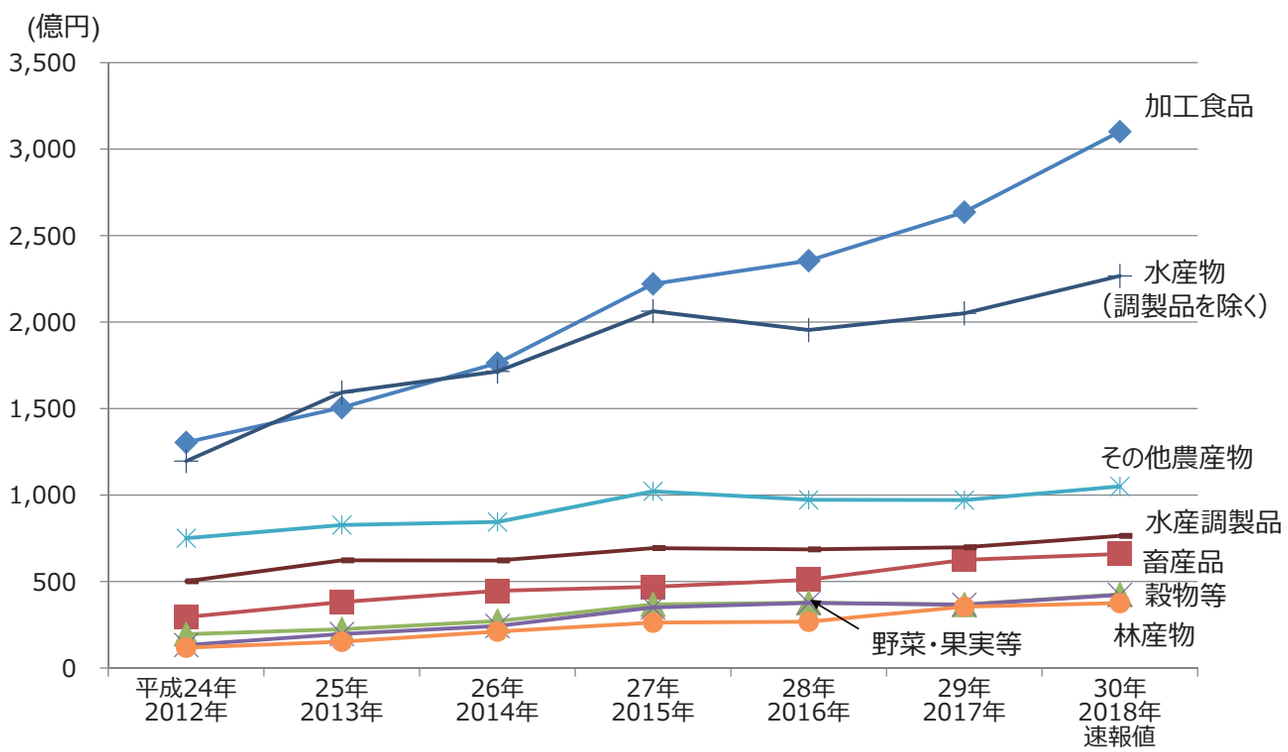

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2

5. 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等(平成 27 年度推計) [平成 31 年 3 月現在 最新情報]
[環境省 HP:https://www.env.go.jp/press/105387.html]

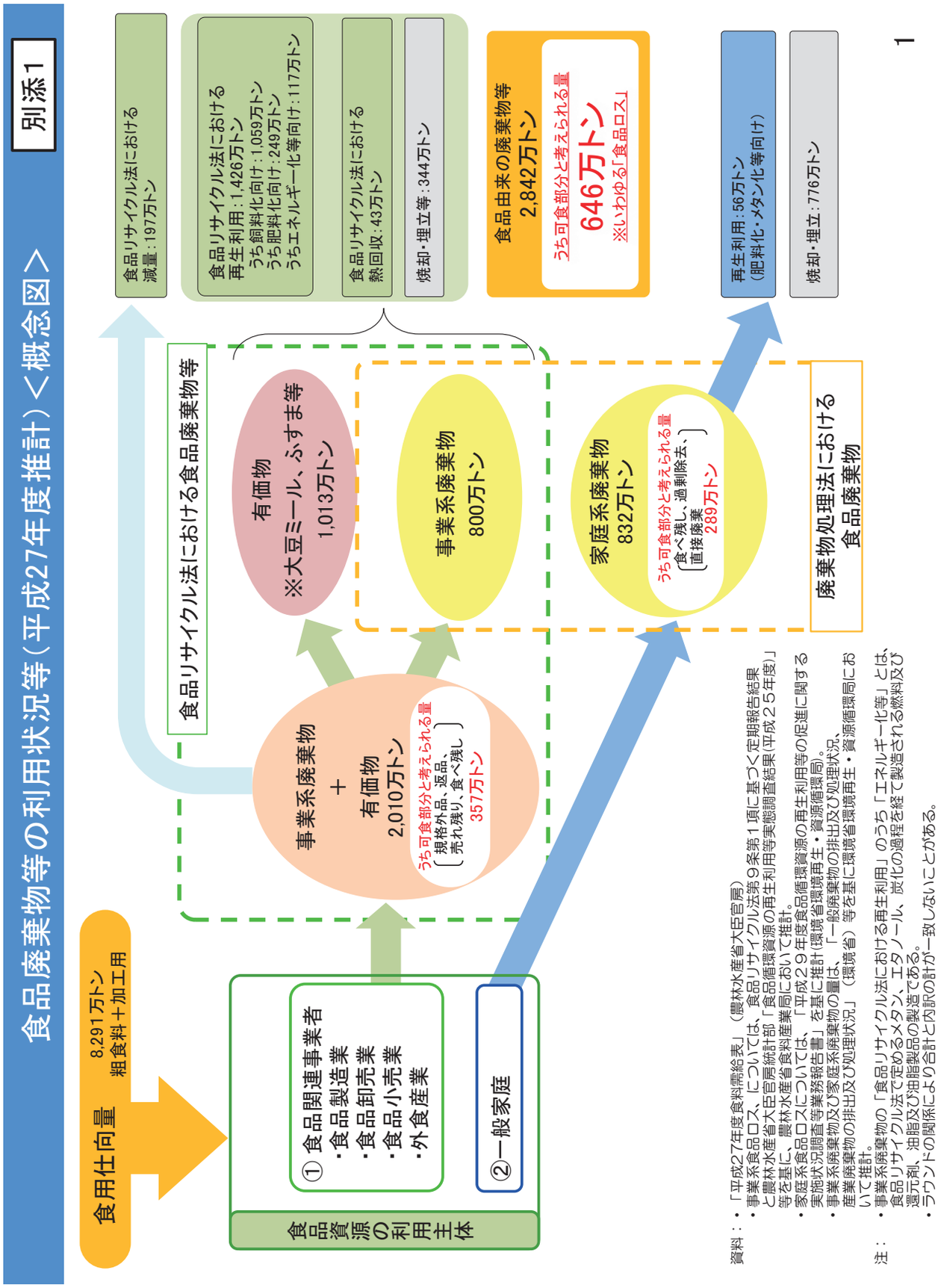

6. 病害虫発生予察情報「特殊報」について

(1) 平成 30 年 11 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

*この一覧表は、農林水産省が病害虫発生予報に掲載しているものを転載しています。
都道府県発表の発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。
参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120104_yoho-98.pdf

【特殊報】 平成 30 年 11 月 16 日～

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
11 月 16 日	鹿児島県	アボカド	アテモヤコナジラミ、ヤマモモコナジラミ
11 月 20 日	静岡県	レタス	レタス黒根病(仮称)
11 月 26 日	宮崎県	オリーブ	オリーブ立枯病(仮称)
11 月 27 日	長野県	レタス	レタス黒根病(仮称)
11 月 28 日	岩手県	ピーマン	ミナミキイロアザミウマ
11 月 30 日	沖縄県	かんしょ	サツマイモ基腐病(仮称)
12 月 5 日	長野県	りんご	リンゴツボミタマバエ
12 月 11 日	鹿児島県	さつまいも	サツマイモ基腐病(仮称)、サツマイモ乾腐病
12 月 20 日	栃木県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
12 月 25 日	福島県	ポインセチア	モトジロアザミウマ
12 月 27 日	愛知県	ぶどう	ブドウリーフロール病

注)平成 30 年1月から 11 月 15 日は、みどりたより 74 号

(2) 平成 31 年 1 月以降 平成 31 年3月25日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 18 日	山形県	西洋なし	セイヨウナシハモグリナニ(仮称)
1 月 21 日	鳥取県	トマト	トマト黄化葉巻病
1 月 22 日	宮崎県	かんしょ	サツマイモ基腐病(仮称)、サツマイモ乾腐病
1 月 28 日	群馬県	にら	ネギネクロバネキノコバエ
1 月 31 日	茨城県	レタス	レタス黒根病(仮称)

[病害虫発生予察情報]
参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

[都道府県病害虫防除所]
参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujosho.html

8. クビアカツヤカミキリに関する情報

◇クビアカツヤカミキリに関する注意喚起及び情報提供依頼について(農林水産省・環境省)
[既報:66 号 2016/7/13] http://midori-kyokai.com/pdf/tayoriNo66.pdf

◇環境省 (特定外来生物:クビアカツヤカミキリ)
https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_shitei.pdf

埼玉県 (2017.7.31 特殊報第2号)
http://www.pref.saitama.lg.jp/b0916/documents/tokusuhouh29-2-2.pdf

群馬県 (2017.7.18 特殊報第 1 号)
http://www.pref.gunma.jp/07/p142_00011.html

東京都 (2018.7.17 特殊報第 1 号)
http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/180717kubiakatuyakamikiri.pdf

Ⅱ．緑の安全管理士会関係

1 2018 年度支部大会(兼更新研修会)の経過報告

(1)管理士の状況

① 2018 年 9 月 25 日時点で届出住所の確認出来た管理士 3,003 名へ案内。(前年:2,986 名)

②更新対象の管理士 485 名(同 618 名)には、更新研修受講申込書などを封書で案内。

③他の管理士 2,518 名(同 2,368 名)には、支部大会(兼「更新研修会」)参加の有無を往復葉書で案内方・照会しました。

[大阪 CIVI 研修センター]

資格更新は、前回の更新(認定)後 4 年目までの支部大会に 1 回以上出席した上で、5 年目の更新研修会に出席することで正規の資格更新となります。

(2)2018 年度の更新研修テーマ

(1)農薬行政の動向
　　－農薬取締法の一部改正など最近の改訂を重点－(農水省)

(2)農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
　　－住宅地等通知の再周知の背景など－(環境省)

(3)農薬の登録状況を巡る話題
　　－「農薬登録情報」の実務的な詳細検索の手順など－(FAMIC)、

(4)事例に学ぶ～樹木の病害
　　－樹木の病害と各種障害の初期診断での見分け方－
　　(法政大学 植物医科学センター　堀江 博道 副センター長)

(3)出席者等の内訳（下表参照）

2018 年度の更新研修会(兼「支部大会」以下同)は、2018 年の11月22日(木)の北海道支部から開始、2019 年 1 月 31 日(木)の関東支部②で終了しました。

管理士の参加総数は 1,149 名(前年 1,206 名)、内訳では、資格更新者が 392 名(同 492 名)、一般では757 名(同 714 名)でした。参加率で見ると、資格更新対象者が 81%(同 80%)、一般が 30%(同 30%)で、全体では 38%(同 40%)でした。

2018年度 管理士会支部大会の概要（出席者数）

支部名	支部大会(更新研修)						
	更新		一般		合計		
	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率
北海道	36	33	240	71	276	104	38%
東 北	66	49	293	78	359	127	35%
関東 ①	96	72	517	184	613	256	42%
関東 ②	113	112	513	170	626	282	45%
東海・北陸	72	44	314	68	386	112	29%
近 畿	37	37	238	83	275	120	44%
中国・四国	33	23	194	47	227	70	31%
九州・沖縄	32	22	209	56	241	78	32%
2018年度	485	392	2,518	757	3,003	1,149	38%
2017年度	618	492	2,373	714	2,986	1,197	40%

(4) アンケートの要望等に対する対応(2019 年度方針)

―目次―

① 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。

② 管理士資格取得のメリットになるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札においては、「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に添えるように働きかけるべきではないか。

③ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。

④ 管理士資格の更新要件(4年以内1回以上、5年目必須)は、研修の開催が各支部1回限りでは、更新要件としては厳しくないか(現状:関東のみ2回)。

⑤ 業務等の都合があるので、関東地区と同様に2回開催にでないか。

⑥ 所属支部での研修案内(日時等)が届いたが他の支部での受講は可能ですか。

⑦ 社内業務や現場作業と調整した上で研修会に参加しているのか、途中退席者が多く見られるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せても良いのではないか。((退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘。)。

⑧ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しい。

⑨ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げを要望する。

・・・

④ 管理士資格の更新要件(4 年以内 1 回以上、5 年目必須)は、研修の開催が各支部1回限りでは、現場を持つ管理士には厳しくないか(現状:関東のみ2回)。

更新要件の 4 年以内1回以上は、2010 年度からは、それまでの 2 回以上から 1 回以上に改められたところです。

しかしながら、更新研修への参加は現場調整(人員のやり繰り)や遠隔地からの時間的・経費的な負担の軽減、管理士資格の継続を支援する上からも、更なる検討を進めたいと考えています。

⑤ 業務等の都合があるので、関東地区と同様に2回開催にできないか。

〈対処〉関東地区は、管理士数が 2018 年度で 1,239 名(更新対象は 209 名)と多数のため2回に分けざる得ないこと。

経費負担(更新受講料)を抑える上からも1会場は100名内外としている。なお、年間の研修日程を協会 HP に掲載(2018 年度:4 月)することで、管理士の方々には業務等の調整をお願いしているところです。

[解説:会場の準備と会場使用料について]

(1) 会場の確保

:前年度の開催時に翌年度を仮予約。全体の予約を確認・調整後に7支部全体(8会場)の年間研修日程を作成しています。

(2) 予約人数

:各過去5年間の最多出席人数を参考にプラス1割程。

(3) 研修会の案内(参考:2018 年度)

:9月末の届出住所(約 3,000 名)を基に、更新対象者の約 485 名と、7 支部大会案内対象となる管理士の約 2,500 名の各研修履歴に応じたご案内を郵送しています。

(4)**関東支部①②における過去5年の例では**

出席との回答者は 270～350 名の範囲ですが、当日の 50～80 人の増減に対処できる「つつじホール(収容 402)」を利用せざる得ない現状をご理解下さい。

(5)会場使用料 (2018 年度実績)

・ホテル利用:11.7万円～12.2 万円

・会議室施設:7万円～20.5 万円

⑥ 所属支部での研修案内(日時等)が届いたが他の支部への受講は可能ですか。

〈対処〉ご案内の資格更新研修会場(兼支部大会)は、9月末の届出住所に応じて所属支部の会場を往復葉書(更新者:封書)でご案内しています。

住居の異動や業務の都合等で、ご案内の支部(日時)以外での受講を希望される場合は、受講申込書又は、返信葉書の希望する受講支部(日時)に明示してご返送下さい。

他の支部で「出席確認」を受けた場合でも正規に事務処理されます。

なお、受付・資料準備を行う上からも「出席」の返信はお願いします。

⑦ 社内の業務や現場作業と調整した上で研修会に参加しているのか、途中退席者が多く見られるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せても良いのではないか。(退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘。)

〈対処〉 農薬の製造、流通・販売、防除等に係る関係者の公益法人の認定資格としては、都道府県などの第三者から信頼される「緑の安全管理士」資格の更新研

修会であることの自覚と理解をお願いします。

開催日程(2019 年度日程・巻末参照)は、3月末には当協会 HP への公表に努めていますので業務等との事前調整をお願いします。

なお、管理士資格に対する信頼度の向上や出席者の公平性を保つ観点からアンケートには管理士 NO 欄の追加。退席が止む得ない場合は、その旨の書面提出などを管理士会役員会では検討していただきます。

⑧ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しい。

〈対処〉 過去5カ年の実績から想定される参加申込者数の2割増の席数を目処に会場を準備しています。

なお、大阪会場(新梅田)は、2018 年度から新大阪駅東口(CIVI 研修センター新大阪東)へ**会場変更**しています。

［ 2017 年度:名古屋会場(手狭)はフジコミュニティセンター変更済。］

⑨ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げを要望する。

〈対処〉プログラムは、各支部共通(下表参照)とし開始時間は 13 時から終了時間の 16 時 45 分で、更新研修カリキュラムに定める 240 分との整合性を図りつつ、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めています。

［補足］

「緑の安全管理士更新研修実施要領(平成 21 年 12 月4日制定)」

第2条に定める「緑の安全管理士」更新研修カリキュラム

科　　目	分	研 修 内 容 要 点
1. 植物防疫及び農薬行政	90	研修時点における植物防疫行政及び農薬行政の動向を理解させ、農薬の適正使用、安全使用等の重要性を再認識させる。
2. 防除技術	90	研修時点で話題となっている病害虫等の防除や防除技術などについての知識を理解させる。
3. 講話	60	「緑の安全管理士」の任務等に関連した話題についての講話を行い、知識の幅を広げる。
計	240	(4時間)

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示について

交付年月日、有効期限等は 2017 年度の「認定証書」及び「認定証(カード)」から生年月日を除き、西暦表示としました。

認定証の支部大会出席確認印欄の標記も以下の標記とさせて頂きました。

【例示】

① 正規の更新者

【支部大会出席確認印欄】[注) 2018 年＝⑱、又は (2018)]

⑰	①	②	③	④	⑤

② 1年遅れの更新者
(前期出席不足＝
2018 年は仮認定証)

【支部大会出席確認印欄】[注) 2018 年＝⑱、又は (2018)]

⑰	⑱仮	②	③	④	⑤

(2)「勤務先・所属、住所等の変更届」をお届け下さい

管理士への資格更新研修会の案内など(みどりのたより)の種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させて頂いていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。

このため2回連続する場合は、送付を停止していますので、届出内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい。(送付停止の場合は再開しています。)

「届出書」は当協会 HP の PDF 版に、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。 【届出様式:協会HP、巻末】

(3)「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

「認定証」を紛失されて再発行を希望される方は、「再発行願い」に、ご記入の上、写真2枚を添えて事務局まで。

再発時に手数料(3,000 円)の郵便払込用紙を送付します。

不明な点は事務局にお問い合わせください。 【届出様式:協会 HP】

(4)「緑の安全管理士」の一時失効者の扱いについて

業務等の都合により有効期間内(期限切れ後5年)に資格更新ができなかった方で、管理士の資格継続を希望される方は事務局にご相談下さい。

未更新の資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格継続の制度があります。

(5)メールアドレス登録をお願いします

メールアドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病害虫の発生予察情報や農薬登録情報などをお届けしています(2018 年度 45 回 3/22)。

メールアドレスの登録は「連絡先等変更届」を用いてお願いします。

なお、既に登録済みの方は不要です。

メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にてご連絡して下さい。

＊)2019 年 4 月時点で、メールマガジンのアドレスリストを更新します。

[送付先:FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(6)2019 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/17	東海北陸	12/6	中国四国	＊1/23
東　北	12/4	関東②	＊1/30	近　畿	＊1/22	九州沖縄	＊1/24

注)＊:2020 年。　◇ 資格更新研修会等の日程案・会場の詳細　・・・(巻末参照)

【2019 年度の開催日と会場変更の留意点】

① 関東・北とぴあ会場は、11 月の利用者が輻輳しているため 2018 年度から 12 月と翌年 1 月の開催へ移行させていただきました。

② 大阪・新梅田会場は、大阪駅からが不便なったため新大阪駅・東口に 2018 年度から会場変更していますのでご留意下さい。
〈新会場〉CIVI 研修センター(7F) ・・・新大阪駅東口2分

③ 大阪以西の開催順序は、新大阪会場への変更などに伴い
大阪(1/22 水) ⇒ 岡山(1/23 木) ⇒ 福岡(1/24 金)の行程となります。
なお、福岡の会場は、JR博多駅に併設の**JR博多シティ会議室**に 2017 年度から会場変更していますのでご留意下さい。

(7) 更新研修会(支部大会)の受講票、研修案内(往復葉書の半券)の持参について

更新研修会の「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」のご持参を失念されているなどの管理士の方には、受講(出席)を確実に記録するため「代用の葉書」に氏名・管理士番号などを会場受付けで記載いただいています。

会場での受付事務を迅速に行うためにも、緑の安全管理士の「認定証(カード)」に併せて、「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」を必ずご持参した下さい。

2018 年度は、3 割から 4 割の管理士が失念されていた支部がありましたので、ご理解の程よろしくお願いします。

(8)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。

皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

(9) 2019 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

2019 年度の「緑の安全管理士会役員会」は6月 21 日(金)午後の予定です。
(緑の安全推進協会の第 30 回総会は、6月 19 日(水)予定。)

Ⅲ．緑の安全推進協会

１．「緑の安全管理士」183 名を新規認定

(1)2018 年度「緑の安全管理士(**緑地・ゴルフ場分野**)」の第 40 回認定研修会は①12 月 5 日～7 日の間、東京・神田(受講者 78 名)で開催しました。

(2)「同(**農耕地分野**)」は、(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が②10 月 1 日～5 日(65 名)、③2 月 4 日～8 日(63 名)に同協会会議室で開催されました。

(3) 「緑の安全管理士」の認定審査会は、12 月 14 日、3 月 8 日「認定研修」修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者につての審査を経て、

① 緑地・ゴルフ場分野：75 名、

② 農耕地分野：54 名、 ③農耕地分野：54 名

計 183 名が、新たな「緑の安全管理士」として認定されまた。なお、両分野の取得者は 4 名でした。

なお、緑地・ゴルフ場分野の合格率は 96％(前年:87%)と前年に比べ大幅な向上が見られました。

2. 資格更新者に認定証を送付

更新された新規の「認定証(カード)」等は 2 月 22 日までに発送済みです。

(1) 更新・認定証の発送まで

更新研修会で出席が確認できた緑の安全管理士の方には、

イ.「資格更新研修会受講申込書」、ロ.「写真(2点)」、

ハ.「更新料払込みの確認」を終えた順に、

新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、届出の住所あてに送付しています。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合【届出様式:巻末**】**

届出の勤務先や住所などに変更が生じた場合は「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。

郵便物等が連続して返送される場合は2回を目処に送付を停止していますが、変更の届出に応じて送付を再開しています。

(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の【理由書**】** ［書式：巻末］

更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認めうる理由であれば次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

3.「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み

管理士資格の取り扱いは、次のとおりです。

(1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

(1) 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 資格更新の要件

・有効期間4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、5年目の更新研修会に出席することで資格更新となります。

◇3年間出席が確認されてない管理士には、4年目にその旨を封書(往復葉書に同封)でご案内して注意を促すこととしています。

【出席不足で要件を満たしていない場合】

5年目に出席することで更新要件が補完されますので、6年目の更新研修会に出席して、1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(3) 更新研修会の案内

・更新要件を満たした管理士には、受講申込書等を添えて最寄りの会場をご案内しています。(受講会場は、他の会場を選択できます。)

(4) 受講申込書の提出

・受講申込書には写真を添えて、事務局へ提出(別途、受講料払込みが必要)して下さい。

(5) 更新研修の出席確認

・研修会場では、出席確認印を押印しています。

【更新研修会を〇〇の理由で欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、1年遅れの資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(6) 資格の更新

・①受講申込書の提出(要写真)、②更新研修会へ出席、③受講料の払込、の全てが確認できた管理士には、新規の「認定証書」、「認定証(カード)」、「管理士の手引き」を送付しています。

(7) 資格の更新が一時停止している管理士資格について

・有効期間内(5年間)に、必要な更新手続きを行わなかったため資格の更新が一時停止している元管理士は、概ね次の手順で資格の継続が認められます。

(イ)資格停止後5年以内の場合

①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の継続を認める。

②但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

(ロ)資格継続後の有効期間は5年間

① 審査料は 10,000 円(レポート提出時)、

② 更新手数料は、更新研修会受講料(28 年度:¥20,200)。

③ 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、更新手数料は同上。

4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口

ゴルフ場において農薬を使用される方は、年度毎に農薬使用計画書を地方農政(農薬使用者の所在地を管轄する)経由して農林水産大臣及び環境大臣(*)あてに提出(**)することとされています。提出(担当農薬管理係長)は電子ファイルをメール提出も可能です。

注*)2018 年 12 月 1 日の農薬取締法の改正に伴い「環境大臣」が追加されました。
ただし、正文を従前の地方農政局へ提出することで了とされました。

**)提出期限:当該年度の農薬を使用とする最初の日まで。
変 更 時 :提出後に変更が生じたときは、農薬使用計画書(変更)を提出。

【農林水産省ホームページ】

農薬使用計画書の提出について(エクセルファィル版、 PDF 版)
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku_01/

[農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令]
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/k_kizyun.html

5. 講師派遣

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体への周知活動、学校・関係団体・一般市民の研修会等の場に、専門の講師を無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

2018 年度は、全国から 196 件(前年 194 件)の依頼に派遣しました。(参照:26:頁)

研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の内容等の調整(準備)期間は 1 ヶ月以上、研修規模(参集人数)は 20～30 名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い場合、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

TEL:03-5209-2512　FAX:03-5209-2513　ishijima@midori-kyokai.com

[URL:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

6. 農薬の適正使用等の「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

2018 年度は、270 ヶ所に 184 千部(前年:284 ヶ所、223 千部)の配付を見込んでいます。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

リーフレットのサンプル、同送付申込書は、当協会HPに掲載しています。

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[申込書:http://www.midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf]

7. 電話相談室【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関疑問や質問等、どのような内容はでも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問や質問でなくても「何処に問合せたら良いか？」等も気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話:03-5209-2512

8. グリーン農薬総覧 2019 年総合版」刊行のご案内

芝、公園、街路樹の病害虫・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』を刊行しています。

この度、「2018 追補版」(2017 年 12 月末現在)刊行以降の 2018 年 1～12 月末の間の新規登録や適用拡大等の追加、変更情報等を「2019 総合版」として作成いたしました。

協会 HP に注文書等ご案内しています。ご活用ください。

[URL:http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf]

お問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

[注文用紙:http://midori-kyokai.com/syuppan/]

都道府県別講師派遣実績の推移

2019/3/25現在

開催場所	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	9年間計
北海道	2	5	5	7	6	5	6	9	45
青森県	1	1	1	1	3	2	2	2	14
岩手県	0	1	0	2	7	5	7	7	29
宮城県	0	3	3	9	6	4	2	8	36
秋田県	1	2	3	3	3	4	3	6	26
山形県	8	6	7	6	8	7	11	9	68
福島県	1	1	1	1	1	3	3	3	15
茨城県	6	6	6	3	7	16	18	15	80
栃木県	4	3	5	2	3	5	7	5	34
群馬県	2	7	9	7	8	9	3	3	49
埼玉県	2	5	7	6	7	7	10	7	53
千葉県	2	4	5	11	9	8	6	3	50
東京都	10	8	8	7	8	7	8	7	72
神奈川県	3	5	3	4	3	3	4	5	33
山梨県	1	1	1	1	1	2	1	1	12
長野県	0	8	6	0	3	3	4	5	33
静岡県	3	2	3	5	2	4	0	2	25
新潟県	3	5	4	5	9	12	4	5	49
富山県	0	0	1	0	2	4	2	1	10
石川県	0	0	0	1	0	3	6	3	13
福井県	0	3	0	1	0	0	0	4	9
岐阜県	1	0	0	0	0	0	0	0	3
愛知県	1	2	2	4	4	8	20	9	51
三重県	4	4	5	6	8	7	6	9	52
滋賀県	0	1	2	1	0	1	0	0	5
京都府	6	9	8	6	10	8	8	6	66
大阪府	4	4	3	4	2	3	2	3	29
兵庫県	1	2	2	1	1	3	4	4	19
奈良県	4	3	3	2	3	2	2	3	24
和歌山県	3	4	4	3	3	3	3	3	29
鳥取県	2	2	2	2	1	1	2	2	15
島根県	0	0	3	5	4	3	3	4	22
岡山県	2	2	3	4	3	2	0	0	18
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	4	2	1	2	4	3	2	3	24
徳島県	1	2	2	3	2	2	1	1	14
香川県	1	1	21	2	1	1	1	2	31
愛媛県	3	3	2	3	2	5	4	4	30
高知県	0	0	0	0	1	4	4	5	14
福岡県	8	12	12	5	8	3	6	7	74
佐賀県	1	1	1	1	1	2	1	0	9
長崎県	0	0	1	0	0	8	9	8	26
熊本県	0	1	1	2	3	1	1	1	11
大分県	0	0	0	2	0	0	0	6	8
宮崎県	0	0	0	0	1	3	4	2	10
鹿児島県	1	1	0	0	0	0	0	0	3
沖縄県	3	0	3	2	8	4	4	4	28
合計件数	99	132	159	142	166	190	194	196	1,370

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人　緑の安全推進協会内
　緑の安全管理士会　事務局　御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。
届 出 日　２０　　年　　月　　日　認 定 番 号（№.　　）
氏　　名（　　）
変更前の連絡先（　　）
※　下記の変更事項に〇をつけてください。
①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

１.勤務会社名等 （ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入）		２.経営母体名 （ゴルフ場の方のみ記入）
３.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
.勤務先の所在地 （郵便の送付先を記入）	〒（　　―　　）必ずご記入ください。	
	TEL　　―　　―	FAX　　―　　―
	E-mail	
５.自宅住所等	〒（　　―　　）必ずご記入ください。	
	TEL　　―　　―	FAX　　―　　―
	E-mail	

☆　ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆　勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください（特に退職の場合は、１.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報は、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

●「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください（FAX 可)。

●当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会　FAX：03－5209－2513
E-mail：midori@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会
緑の安全推進協会　事務局 あて　　FAX: 03-5209-2513

・・・

2019年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会) ―(日程案)―

2019/3/8

支部名	開催日時	開催場所 ・ 住所	電話 ・ FAX
北 海 道	219年11月22日【金】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東 北	12月4日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 萩の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月17日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	**2020年** 1月30日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]		
東 海・北 陸	12月6日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター(4F) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近 畿	**2020年** 1月22日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	**CIVI研修センター新大阪東 (7F E705)** 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1-19-4 http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
中 国・四 国	**2020年** 1月23日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九 州・沖 縄	**2019年** 1月24日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室 (10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅 https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

2019年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 ―(日程案)―

研修会名	開催日時	開催場所	電 話
第41回認定研修会	2019年11月27日(水)09:00 ～ 29日(金)16:50 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 74 号

発行日　2019 年 3 月 25 日
発　行　緑の安全管理士会 事務局
〒101-0047
東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル５階）
公益社団法人 緑の安全推進協会 内
ＴＥＬ ：０３－５２０９－２５１１
ＦＡＸ ：０３－５２０９－２５１３
ｈｔｔｐ：//www.midori-kyokai.com
Ｅメール：midori@midori-kyokai.com

バックナンバー（ＰＤＦ版）
：http://midori-kyokai.com/kanrisi/